



ミニドラマで学ぶ 建設業法

内容補正について

本商品発売以降の法改正に伴い、以下のとおり内容補正のご案内をいたします

第一法規株式会社

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17

TEL(フリーダイヤル):0120-203-694

FAX(フリーダイヤル):0120-302-640

■ プロローグ ナレーション解説（1分18秒～）

「たとえば、飲食業における『食品衛生法』、薬関係における『薬事法』などがそれに該当します。」

- ➔ 薬事法改正（平成25年法律第84号）に伴い、法律名が、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（略称：医薬品医療機器等法）」に改められました。

■ CASE2 書面による契約の締結

- [注] 「建設業法令遵守ガイドライン」再改訂（平成24年7月）に伴い、下請工事の契約書は、災害時等でやむを得ない場合には、着工後に交わすことが許されますが、そのような事情のない場合は着工前に交わさなければなりません。

■ CASE7 工期 赤峰のセリフ（2分47秒～）

「建設業法令遵守ガイドラインにも、新たに追加された項目ですので、しっかりとチェックしてくださいね。」

- ➔ 本商品制作当時（平成20年同ガイドライン改訂時）に追加された項目であり、最新の改訂による追加項目ではありません。

■ CASE10 無許可業者に下請負する場合の制限 ナレーション解説（2分44秒～）

「建設業の業種は、建設工事の種類ごとに 28業種 に区分されています。」

- ➔ 建設業法改正（平成26年法律55号）に伴い、「28業種」は、解体工事業が新設されて「29業種」に増えています。

■ CASE12 監理技術者の設置

- [注] 建設業法施行令の改正（平成28年政令第192号）に伴い、発注者から直接請け負う建設工事に関して、特定建設業の許可を受けなければ締結しえない下請契約の代金の額の下限は、3000万円から4000万円（建築一式工事の場合は4500万円から6000万円）に改められました。

CASE13 監理技術者等の工事現場における専任 ナレーション解説（1分13秒～）

「公共性のある工作物の重要な工事における監理技術者及び主任技術者は、たとえすぐ近くの工事であっても、原則として兼任することはできません。」

テロップ（1分13秒～）：「公共性のある工作物」

背景スライド（1分17秒～）：「公共性のある工作物に関する重要な工事」

- ➔ 建設業法改正（平成18年法律第114号）に伴い、「公共性のある工作物に関する重要な工事」で政令で定めるものが「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの」に改められました。ただし、映像中の工作物・施設の例示などについて、現在の法律の規制内容と内容的に相違していません。

背景スライド（1分28秒～）：

「工事1件の請負代金が建築5000万円以上、その他2500万円以上」

- ➔ 建設業法施行令の改正（平成28年政令第192号）に伴い、「工事1件の請負代金が建築7000万円以上、その他3500万円以上」に変更になりました。

CASE14 監理技術者の資格者証と講習修了証の携帯

- [注] 建設業法施行規則の改正（平成27年国土交通省令第83号）に伴い、平成28年6月交付分より、監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証は1枚になります。なお、従来の監理技術者講習修了証をお持ちの方は、新たな講習が修了するまでの間は、廃棄せず引き続き携帯してください。

CASE15 施工体制台帳の整備

- [注] 入札契約適正化法改正（平成26年法律第55号）に伴い、このケースは民間工事の場合となりました。公共工事については、平成27年4月から、一般建設業者でも、また下請契約の金額がいくらでも、発注者から直接請け負った元請が工事を下請に出す時は「施工体制台帳」を作成しなければならなくなりました。

- [注] 建設業法施行令の改正（平成28年政令第192号）に伴い、発注者から直接請け負う建設工事に関して、施工体制台帳及び施行体系図を作成しなければならない下請契約の額の下限は、3000万円から4000万円（建築一式工事の場合は4500万円から6000万円）に改められました。

エピローグ（1分30秒～）

- [注] 監修元の「財団法人建設業適正取引推進機構」は、「公益財団法人建設業適正取引推進機構」に名称変更されました。

※本資料は、2017年2月1日までに公布された法令等に基づいて作成しています。